

～高年齢継続給付～

【通勤手当の取扱いについて】

①通勤手当がまとめて支給されている場合

通勤手当が数カ月分まとめて支払われた場合については、高年齢雇用継続給付支給申請の際、**通勤手当の額を月数で割った金額を、支払日の属する月から割り振ります。**

※ 離職票・賃金月額証明書とは取扱いが異なります。

※ 要件該当日の属する月より前に支払われた通勤手当は加算しません。

(例1) バス代3カ月分(1～3月分) 25,650円を1月25日に支給

$$25,650 \div 3 = 8,550$$

1月	8,550
2月	8,550
3月	8,550

(例2) バス代3カ月分(1～3月分) 25,650円を12月25日に支給

$$25,650 \div 3 = 8,550$$

12月	8,550
1月	8,550
2月	8,550

(例3) 電車代6カ月分(1～6月分) 83,000円を12月25日に支給

$$83,000 \div 6 = 13,833.33 \dots (\text{端数は最後の月に加算})$$

$$(83,000 - 13,833 \times 6 = 2)$$

12月	13,833
1月	13,833
2月	13,833
3月	13,833
4月	13,833
5月	13,835

(例4) ①バス代3カ月分(1～3月分) 25,650円を1月25日に支給

$$25,650 \div 3 = 8,550$$

②バス代3カ月分(4～6月分) 25,650円を3月25日に支給

$$25,650 \div 3 = 8,550$$

1～3月と3～5月に割り振るため、3月は2カ月分加算します。

1月	8,550
2月	8,550
3月	17,100
4月	8,550
5月	8,550

②通勤経路の変更等に伴い、通勤手当の返還（回収）があった場合

返還（回収）額を残りの月数で割った金額を、返還（回収）日の属する月から割り振ります。

（例） 10月に通勤手当3カ月分30,000円を支給。11月に引っ越しをしたため、19,500円を回収し、新たに3カ月分の通勤手当15,000円を支給。

	10月支給分 30,000円	11月回収分 -19,500円	11月支給分 15,000円	支給申請の際 加算する額
10月	10,000			10,000
11月	10,000	-9,750	5,000	5,250
12月	10,000	-9,750	5,000	5,250
1月			5,000	5,000

【受給資格者が離職し、再就職した場合について】

月の末日において被保険者である事業所での申請になります。

① 1日以上喪失期間が生じた場合

その月は支給対象月になりません。

（例）9月15日付退職（資格喪失）、9月20日付再就職（資格取得）

9月は支給対象月にならない。（喪失期間4日）

② 月の途中で離職し、1日の空白期間がなく再就職した場合

その月も支給対象月となりますが、月の途中で喪失・取得され、前事業所から賃金の支払いがあった場合は、その額を加算します。

※ **前事業所分の賃金台帳又は給与明細を添付してください。**

・9月15日退職（資格喪失）、9月16日再就職（資格取得）の場合

（例1）前事業所A社 未締当月25日払（9/25）、新事業所B社 未締翌月10日払（10/10）

9月に支払われた賃金額=A社賃金9月25日払分

（例2）前事業所A社 未締当月25日払（9/25）

新事業所B社 未締翌月10日払（10/10）、ただし通勤手当6カ月分9月20日払

9月に支払われた賃金額=A社賃金9月25日払分+B社通勤手当÷6

（例3）前事業所A社 未締当月25日払（9/25）、新事業所B社 未締当月末日払（9/30）

9月に支払われた賃金額=A社賃金9月25日払分+B社賃金9月末日払分

③ 月末に離職し、1日の空白期間がなく翌月1日に再就職した場合

喪失前事業主の賃金が再就職した月以降に支給された場合、喪失前事業主の賃金は含めません。

・9月30日退職（資格喪失）、10月1日再就職（資格取得）の場合

（例1）前事業所A社 未締翌月10日払（10/10）、新事業所B社未締翌月10日払（11/10）

10月に支払われた賃金額=なし（前事業所の喪失日が月末なので前事業所の賃金は含めない）

（例2）前事業所A社 未締翌月10日払（10/10）、新事業所B社未締当月25日払（10/25）

10月に支払われた賃金額=B社賃金10月25日払分（新事業所の賃金のみ計上）

※令和7年度に下記のとおり取扱変更予定あり。

月末に離職した場合でも、前事業所から支払われた賃金があった場合はその金額も加算します。

・9月30日退職（資格喪失）、10月1日再就職（資格取得）の場合

（例1）前事業所A社 未締翌月10日払（10/10）、新事業所B社未締翌月25日払（11/25）

10月に支払われた賃金額=A社賃金10月10日払分（前事業所の賃金を計上）

(例2) 前事業所 A 社 未締翌月 10 日払 (10/10)、新事業所 B 社未締当月 25 日払 (10/25)
10 月に支払われた賃金額 = A 社賃金 10 月 10 日払分 + B 社賃金 10 月 25 日払分
⇒ 1 日の空白期間がなく翌月 1 日に再就職した場合は、対象月に支払われた金額は全て合算していただくことになります。

【賃金支払日が変更となった場合について】

①賃金が 2 回以上支払われた場合

(例) 未締翌月 5 日払 → 25 日締末日払に変更

支払われた賃金額 = 5 日払分 + 末日払分

②GW や年始年末の場合

(例) 未締翌月 5 日払 5 月 5 日払 → 休日のため 4 月 30 日に支払

4 月 30 日に支払われた額を通常の支払日に支払われたとみなし、5 月に支払われた賃金額とします。

③賃金の支払日がない場合 (下記「賃金形態が変更になった場合について」参照)

(例) 未締当月 25 日払 → 未締翌月 15 日払

変更月には賃金支払日がないので、翌月 15 日支払額と同額を支払われた賃金額とします。

【賃金形態が変更になった場合について】(契約書等の添付をお願いします)

60 歳到達後の雇用形態の変更(正社員から嘱託等)により、賃金形態が変更(月給から日給又は時給)になり、それに伴って賃金締切日や支払日も変更になった結果、**賃金の支払いのない月が生じた場合は、その翌月に支払われた賃金が、賃金の支払われなかった月と実際に支払われた月の双方の月に支払われたものとして扱います。**

※ 再就職した月に賃金が支払われなかった場合は上記の取扱いはしません。

(例 1)

	7 月 月給制	8 月 日給制	9 月 日給制
本給	10,000 円	支払なし	90,000 円
通勤手当	5,000 円	5,000 円	5,000 円

8 月に支払われた賃金額 = 5,000 円

※ 本給は支払われていないが、通勤手当が実際に支払われているので、「賃金の支払いのない月」の取扱いはできません。

(例 2)

	7 月 月給制	8 月 日給制	9 月 日給制
本給	10,000 円	支払なし	90,000 円
通勤手当	30,000 円 (6 カ月分)		

8 月に支払われた賃金額 = 95,000 円

※ 通勤手当の割振りはあるが、本給・通勤手当とも実際には支払われていないため、**9 月に支払われた賃金額 + 通勤手当 1 か月分を 8 月の賃金額として扱います。**

(例3)

	7月 月給制	8月 日給制	9月 日給制
本給	10,000円	支払なし	90,000円
通勤手当		30,000円 (6カ月分)	

8月に支払われた賃金額 = 5,000円

※ 本給は支払われていないが通勤手当6カ月分が実際に支払われているため、通勤手当1カ月分を8月の賃金額として扱います。

(例4)

	7月 月給制	8月 日給制	9月 日給制
本給	100,000円	10,000円 (7月分残業代)	90,000円
通勤手当		30,000円 (6カ月分)	

8月に支払われた賃金額 = 15,000円

※ 本給は支払われていないが7月分残業代と通勤手当6カ月分が実際に支払われているため、7月分残業代+通勤手当1カ月分を8月の賃金額として扱います。

【みなし賃金について】

(例1) 月給者 月額 300,000円 皆勤手当 10,000円
欠勤1日 減額 10,000円 皆勤手当 なし

支給対象月に支払われた賃金額	290,000円
賃金の減額があった日数	1日
みなし賃金額	310,000円

※ この事例の場合、欠勤をしたため、みなし賃金額は300,000円と皆勤手当10,000円の310,000円ですが、有給休暇の取得により皆勤手当が減額されている場合は、みなし賃金の算定は不要です(みなし賃金額は300,000円となります)。

(例2) 月給者 月額 300,000円
休業1日 減額 10,000円 休業手当 6,000円
減額 10,000円 - 6,000円 = 4,000円

支給対象月に支払われた賃金額	296,000円
賃金の減額があった日数	1日
みなし賃金額	300,000円

(例3) 時給者 時給 1,000円 所定労働時間 1日6時間 週5日勤務
通勤手当 1日200円
出勤22日 うち遅刻1日 -2時間 欠勤1日
支給額 1,000円×(6時間×22-2時間) + 通勤手当200円×22 = 134,400円
減額 1,000円×(6時間+2時間) + 通勤手当200円 = 8,200円

支給対象月に支払われた賃金額	134,400 円
賃金の減額があった日数	2 日
みなし賃金額	142,600 円

- (例 4) 時給者 時給 1,000 円 所定労働時間 1 日 6 時間 週 5 日勤務
通勤手当 1 日 200 円
出勤 22 日 うち休日出勤 1 日 欠勤 2 日
支給額 $1,000 \text{ 円} \times (6 \text{ 時間} \times 22) + \text{通勤手当 } 200 \text{ 円} \times 22 = 136,400 \text{ 円}$
減額 $1,000 \text{ 円} \times (6 \text{ 時間}) + \text{通勤手当 } 200 \text{ 円} = 6,200 \text{ 円}$

支給対象月に支払われた賃金額	136,400 円
賃金の減額があった日数	1 日
みなし賃金額	142,600 円

- ※ 同一賃金締切期間に、欠勤と休日出勤と両方あった場合は相殺可能。
休日出勤は所定労働時間分勤務していなくても 1 日とみなします。
- ※ 遅刻・早退時間数と超過勤務時間数の相殺はできません。

【令和 7 年 4 月 1 日以降の支給率】

対象者

- ① 令和 7 年 4 月 1 日以降、60 歳に達した日を迎えた方（60 歳の誕生日が令和 7 年 4 月 2 日以降）
※ 被保険者期間 5 年以上の方。
- ② 60 歳を過ぎてから、令和 7 年 4 月 1 日以降に被保険者期間が 5 年を満了することとなった日。

⇒ 現在、受給中の人は改正前の支給率で変更なし。

支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乘せされる支給率
64%以下（改正前 61%以下）	各月に支払われた賃金の 10%（改正前 15%）
64%超 75%未満 （改正前 61%超 75%未満）	各月に支払われた賃金の 10%（改正前 15%）から 0%の間で、賃金低下率に応じ、賃金と給付額の合計が 75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給